

# 支援金詳細

## 田野町食品加工業継続支援事業費補助金

漬物製造業等が新たな営業許可種に位置付けられたことにより、該当事業者が事業を継続するためには令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要があります。対象事業者が営業許可を取得するために必要な施設整備の導入等に係る費用を予算内で一部支援します。

地域	高知県田野町
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	設備投資
対象	町内の食品加工業者、町内の地域団体等
公募期間	～
上限金額・助成金	1事業者あたり100万円（下限5万円）、補助率は1/2以内
給付要件	補助事業を行う施設で営業を行うものが、法に基づく営業許可業種（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業）を営む事業者であること。等
その他	
問合せ先	田野町役場 地域振興課 電話：0887-37-9316
URL	<a href="https://tanocho.jp/13347">https://tanocho.jp/13347</a>